

# 『緑の循環』認証会議(SGEC)分別・表示システム

## 実施要領

(第3条関係)

- 3 - 1 - ア 「認定事業体」となる業種は、素材生産業(認証森林管理者が自ら生産する場合を含む)、木材・木製品製造業及び同販売業、家具・建具製造業及び同販売業、住宅資材製造業及び同販売業、住宅建築業、建築設計業、パルプ・紙・紙加工品製造業及び同販売業、ならびにこれらに關与する倉庫・流通業など、その他認証林産物の流通販促等を行う事業体など。
- 3 - 2 - ア 「認定事業体」は、工場・事業所を単位として認定する。また、一事業体が認証森林地域か否かに拘わらず、同時に複数の工場・事業所をまとめて認定を受け登録することが出来る。
- 3 - 3 - ア 「認定統合事業体」は、認証森林地域における、森林管理から、素材生産、木材加工・流通、木材需要者等が連携し、認証林産物の利用を推進する組織として、SGECの趣旨に沿って活動する。

(第5条関係)

- 5 - 2 - ア 申請書は正副2通を審査機関に提出する。
- 5 - 3 - ア 「認定審査」基準事項
  - ・分別できる、工場・倉庫等があること。
  - ・分別できる、製造工程となっていること。
  - ・分別状況が表示され、第三者が識別できること。
  - ・分別表示管理の状況が書類上でも確認できること。
  - ・需要者・消費者からの要請に対して、分別表示の履歴の内容を書類等で明示できること。
  - ・「林産物管理責任者」等を置くことにより、自主的に適宜内部検査が出来ること。

(第6条関係)

- 6 - ア 審査機関は、予め審査事務を代行させる団体・個人等を、木材加工、木材流通、木造住宅建築等に精通した者のなかから指名し、SGECに報告する。

(第9条関係)

- 9 - 2 - (2) - ア 報告書の記載事項は、5 - 3 - ア「認定審査」基準事項に準ずる。

(第10条関係)

- 10 - 2 - ア 証書の交付料は1万円とする。

(第11条関係)

- 11 - ア 分別表示システム運営規程に定める事項に違反したとき、及び、SGECの

趣旨に反し信頼を損ねたときには、直ちに認定を取り消すことができる。

(第12条関係)

12-2-ア 「管理審査」確認事項

- ・土場、倉庫等の分別状態確認
- ・製造工程の分別状態確認
- ・分別表示管理の書類確認
- ・認定事業体の自主管理  
認定された事業体は「認証林産物管理責任者」を指名し、適正な運営に努める。
- ・認定された事業体は、自主的に適宜内部検査を行う。  
その際検査の所見のほか、検査時期、検査内容、現場担当者、内部検査担当者等を記録する。
- ・職域において年間一回以上教育研修を行い、教育研修の事実を記録すること。

(第13条関係)

13-1-ア「認定事業体」は、認証林産物が非認証の他の林産物と混在しないように、原材料の保管・在庫状態、および製造・加工・利用工程において、分離特定して分別管理を行う。

分別管理の要件

- ・分別できる土場、倉庫があること
- ・分別できる製造工程となっていること。
- ・表示ツールにより分別状態が明示されていること。
- ・分別管理の状態が、書類上でも確認でき、入荷・出荷・在庫の状態が明示できること。
- ・分別表示された認証林産物が適正に需要者サイドに提供されること。

13-1-イ「認証林産物」が、非認証林産物或いは他の製品と混合もしくは複合して製造・加工・利用される場合（集成材・合板・木質ボード・チップ・パルプ・紙製品、家具等木工品など）は、その複合・混合割合を、重量または容積率（％）で把握することにより、分別管理を行う。

(第14条関係)

14-1-ア 分別管理の履行状況が、第3者に説明出来るように、書類または電子媒体によって、管理されていること。

分別管理の書類等の要件

- ・認証林産物の入荷、出荷、在庫の状況が書類に記載されていること。
- ・管理資料は、各事業体の既存の書類等を活かして、分別管理の状況が示されていけばよい。

14-1-イ 分別管理の書類等は、審査機関による定期検査終了後1年間保管すること。

(第15条関係)

15 - ア S G E Cマークの使用方法やデザイン等は、別途「S G E Cマーク取扱要領」に定める。

15 - イ S G E Cマークの権利は、「緑の循環」認証会議に帰属する。

(第17条関係)

17 - ア 認定事業体となった事業者が、現物での分別管理は不可能となったものの、書類上での分別管理が確認できるよう整備されている場合には、認定事業体として事業活動を行うことを認め、S G E Cマークの使用を認める。ただし、現物に表示ツールで明示することは出来ない。

(第20条関係)

20 - 1 , 2 - ア S G E C表示ツールの、用品料を除くマーク使用料は、当面の間、無償とする。

20 - 1 , 2 - イ 表示ツールの頒布にかかる手数料は、頒布料金に含めて取り扱うこととする。

20 - 1 , 2 - ウ 工場等において、自動的に印字する装置により、表示する場合等についても、上記ア、イに準ずる。

(第21条関係)

21 - ア S G E Cの会員以外の者が、「緑の循環」認証会議の趣旨に基づき活動しようとする場合についても本条を適用する。

21 - 3 - ア S G E Cマークの商標権は「緑の循環」認証会議に帰属するが、S G E Cの趣旨に基づく活動を目的としてS G E Cマークを使用する場合は、当面の間はその使用料を無償とする。

ただし、S G E Cの「支持会員」および「地域推進会議」「緑の循環サポートクラブ」の関係者以外の者が、第21条の目的でS G E Cマークを使用する場合は、有償とする。

(第22条関係)

22 - ア 表示管理を行う対象物に、S G E Cマークを単独で表記するほか、認証林産物の履歴として、「認証森林の産地名(グループまたは地域認証森林の範囲とする)森林管理者名または認証登録番号或いは認定事業者名を、マークの下部に表記する事が出来る。(表記の詳細は「S G E Cマーク取扱要領」による。)

ただし、複数のグループ或いは地域の認証森林から産出された認証林産物が混在したり、認定事業者等からの製造工程の履歴の分別が不可能な場合は、その履歴を表記することはできない。

(第23条関係)

23 - ア 認証林産物以外のものと混合又は複合した製品の表記方法

「認証林産物」と、非認証林産物や他の原材料を、混合または複合して形成した製品（集成材・合板・木質ボード・チップ・パルプ・紙製品、家具等木工品など）については、「認証林産物」が占める原材料の混合・複合割合（重量または容積率％）をマークの下部に表記することとし、「認証林産物」製品として取り扱う。

なお、混合・複合割合の算定に当たって、リサイクル資材が原料に含まれる場合は、それを除いた割合とする。

認証林産物の混合・複合割合の表記方法

50％以上の場合：「SGEC認証製品」として認定し、表記する。

50％未満10％以上：10％単位で表記。

10％未満：表記できない。

（24条関係）

24 - 2 - ア 「緑の循環サポートクラブ」により、SGEC活動に今後求められる、林業と市民の接点を図る。

- ・ ”森と暮らし” の復活をテーマ
- ・ 森林林業・木材サイドと市民サイドとの交流の場
- ・ 郷土の森林再生活動：緑のボランティア

等の活動を支援・推進。

24 - 3 - ア 民間が独自に推進する、グリーン調達、ベルマーク・クレジットカード等による還元策の開発など。

（補足）

この実施要領は、必要の都度所要の手続きにより、改訂することが出来る。